

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業にかかるQ&A⑤

平成 29 年 5 月 25 日

【費用の支払い】

Q1 総合事業を利用している要支援1・2の者の更新申請の結果が遅延した場合で、認定有効期間が切れた後に、要介護等認定結果が「要介護1」で認定された場合のサービス事業に要する費用の支払いはどうなるか。(認定有効期間が切れた後も、総合事業のサービスを継続して利用している場合)

また、上記の場合であって、事業所として「介護給付の事業所指定」を受けていない場合はどうなるか。(「予防給付の事業所指定」及び「総合事業の事業所指定」のみの指定の場合)

A. 設問の場合、認定結果が出た日以前の総合事業によるサービス利用分の報酬は、総合事業により支給される。

しかし、設問の事業所は、「介護給付の事業所指定」を受けていないため、認定結果が出た日以降の介護給付を提供できないことから、利用者は、利用する事業所を変更する必要がある。

そのため、上記のような事業所を利用する場合は、担当するケアマネジャーと事業所が連携し、速やかな事業所変更ができる体制を取るとともに、利用者にもその旨を説明し、理解していただく必要がある。

Q2 通所介護相当サービスを利用していた者が、月途中で区分変更申請を行った結果、認定区分に変更があった場合、たとえば、要支援1から要支援2になった場合で、要支援1のその月の利用回数が2回、要支援2の利用回数が3回の場合は、どのような請求になるのか。また、要支援2から要支援1になった場合で、要支援2の利用回数が2回、要支援1の利用回数が3回の場合については、どうなるのか？

A. 月途中で区分変更により要介護度が変更になった場合、請求は認定を受けている要介護度の単位で請求していただくこととなる。

設問の場合の請求例（通所介護相当サービス、入浴あり）

- ・ 要支援1で2回、要支援2で3回「 $378 \times 2 + 389 \times 3 = 1,923$ 単位」
- ・ 要支援2で2回、要支援1で3回「 $389 \times 2 + 378 \times 3 = 1,912$ 単位」

Q3 引越しなどの理由により、月途中で伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を変更することは可能か？また、可能な場合のサービス費の取り扱いはどうなるのか？

A. 月額報酬になるまでの利用回数（事業対象者又は要支援1の者で合わせて4回までの利用、要支援2の者であわせて8回までの利用）の場合、事業所の変更は可能であり、それぞれの利用回数での請求となる。しかし、利用回

数があわせて5回以上若しくは9回以上となる場合は、月額報酬となるため、月途中の事業所の変更はできない（自費負担での利用は可能）。

いずれにしても、月途中で事業所を変更する可能性がある場合は、担当するケアマネジャーと事業所が連携し、利用者の意向も踏まえた上で、判断していただきたい。

Q4 要支援2の者が、週2回訪問介護を必要としており、週1回「訪問介護相当サービス」、週1回「くらし応援サービス」を利用する場合、「訪問介護相当サービス」の1回当たりの単価は、266単位か、あるいは270単位か。

A. 1回当たりの単位については、その者に対する訪問介護がどの程度必要なのかを前提とする。

設問の場合、訪問介護相当サービスとくらし応援サービスとの併用であるが、全体で週2回訪問介護を利用することから、週2回程度の単位である「270単位」を適用することとなる。

【訪問型・通所型サービス】

Q1 訪問型サービスについて、「くらし応援サービス(訪問型サービスA1)」と「しるばーん応援隊サービス(訪問型サービスA2)」は同じような内容であるが、何をもって振り分けられるのか。

A. 「くらし応援サービス」は、ヘルパーが行う生活援助であり、「しるばーん応援隊サービス」は、生活支援サポーター養成講座を修了したシルバー人材センターの会員が行う生活援助となる。

市としては、多様な主体による多様なサービスを構築することにより、利用者の選択性を広げることにも責務だと考えている。

しかし、どちらを利用するかは、市が画一的に振り分けるのではなく、介護予防支援または介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント等で、利用者の意向を踏まえた上で、その必要性を判断し、選択していただきたい。

【生活支援会議】

Q1 Q&A④「Q9」において、「生活支援会議待ちは、現時点では想定していない」とのことであるが、想定を超える件数が出てきた場合の対応は如何。

A. 現在、対象ケースが多い場合、会議を2つに分けて行っている。

今後も、臨機応変に対応したいと考えており、次週に持ち越す等は今のところ考えていない。